

**横浜市資源集団回収 登録団体 奨励金交付申請書類の送付について**  
**(令和2年6月～令和3年5月実施分)**

令和2年6月から令和3年5月実施分の奨励金交付申請書類につきましては、下記の注意事項等をお読みいただき、**実施月ごと**にご提出いただくようお願いいたします。

なお、資源集団回収奨励金は、登録団体と登録業者の回収量を照合し、回収量が一致したもののみ交付されますので、**回収を実施した月には、必ず申請を行ってください。申請しない場合、貴団体だけでなく、回収を実施した登録業者にも奨励金は交付されません。また、登録外業者による回収は資源集団回収とならず、奨励金は交付されませんのでご注意ください。**

**1 奨励金を申請する際に提出する書類**

- (1) 「横浜市資源集団回収 登録団体 奨励金交付申請書」
- (2) 「横浜市資源集団回収伝票」(資源循環局提出用：**青色**の回収伝票)

※ 登録団体が回収業者に持込みを行っている場合は、計量証明もあわせて提出してください。

**2 提出先**

〒231-0005 中区本町6-50-10 23階 横浜市資源循環局
<b>資源集団回収ポスト 宛</b>

**※「変更届出書」等の提出先は各区の資源循環局事務所です。**

**3 提出期限と交付予定時期**

実施月により提出期限が異なりますので、ご注意ください。

実施月	提出期限	交付予定時期	実施月	提出期限	交付予定時期
令和2年 5月	令和2年 7月6日(月)	令和2年 8月下旬頃	令和2年 12月	令和3年 2月5日(金)	令和3年 3月下旬頃
令和2年 6月	令和2年 8月5日(水)	令和2年 9月下旬頃	令和3年 1月	令和3年 3月5日(金)	令和3年 4月下旬頃
令和2年 7月	令和2年 9月7日(月)	令和2年 10月下旬頃	令和3年 2月	令和3年 4月5日(月)	令和3年 5月下旬頃
令和2年 8月	令和2年 10月7日(水)	令和2年 11月下旬頃	令和3年 3月	令和3年 5月6日(木)	令和3年 6月下旬頃
令和2年 9月	令和2年 11月5日(木)	令和2年 12月下旬頃	令和3年 4月	令和3年 6月7日(月)	令和3年 7月下旬頃
令和2年 10月	令和2年 12月7日(月)	令和3年 1月下旬頃	令和3年 5月	令和3年 7月5日(月)	令和3年 8月下旬頃
令和2年 11月	令和3年 1月5日(火)	令和3年 2月下旬頃			

**※提出期限を過ぎますと、奨励金の交付ができませんのでご注意ください。**

(裏面あり)

#### 4 提出上の確認点

提出前に確認表でチェックしてください。

提出書類	確認項目	チェック欄
横浜市 資源集団回収 登録団体 奨励金交付申請書 (第4号様式)	登録番号・団体名・代表者氏名・代表者住所が、登録したものと一致しているか。 ※変更がある場合は「資源集団回収団体登録事項変更届出書」をあわせて提出してください。	
	申請書の実施月と回収伝票の実施月が一致しているか。 また、申請書に記入した回収伝票の枚数と、実際に提出する回収伝票の枚数が一致しているか。	
	右下に「資源循環局提出用」と書かれているか。 <b>※「登録団体保管用」と書かれているものは団体控ですので提出の必要はありません。</b>	
横浜市 資源集団回収伝票 (第3号様式)	回収伝票の色は青色か。 <b>※白色の回収伝票は団体控ですので提出の必要はありません。</b>	
	団体登録番号・団体名は正しく記入されているか。	
	「業者名」欄に記載されているのは横浜市の登録業者であるか。 <b>※登録外の業者による回収は資源集団回収とならず奨励金は交付されません。</b>	
計量証明	計量証明と回収伝票の数量は一致しているか。 ※計量証明は、 <u>登録団体が登録業者に資源物を持ち込んでいるときの</u> み提出の必要があります。(登録業者が回収を行っている場合は提出の必要はありません。)	

(問合せ先)

横浜市資源循環局業務課資源化係

電話 045-671-3819